

平成 31 年 4 月 5 日

会員各位

植生学会会長
石川慎吾

植生学会運営委員会規則の改定および国際植生学会との連携に関する意見聴取

日頃より本会に対し格別の配慮を賜り心より感謝申し上げます。

下記 2 件について平成 31 年 4 月 8 日～21 日の日程で電磁的手法（メール及びオンライン回答フォーム）による意見聴取を実施します。ご回答は、4 月 21 日までに（1）オンラインの回答フォーム（<https://forms.gle/Fa8sYMPqFqZ9XNVDA>）または（2）庶務幹事（総務担当：比嘉）宛（shokusei@kochi-u.ac.jp）にメールの回答フォーマットよりお送り下さい。集計作業の負担軽減のため、可能な限り（1）オンラインの回答フォームをご使用下さい。本件について不明なことがありましたら、庶務幹事（総務担当：比嘉）宛（shokusei@kochi-u.ac.jp）にお問い合わせください。

1) 植生学会運営委員会規則の改定について

平成 30 年度の植生学会総会（平成 30 年 10 月 21 日、宇都宮大学峰キャンパス）において、植生学会運営委員会規則の改定案（別紙資料 1, 2）を上程いたしました。改定内容は、植生学会会長選挙に際し、運営委員会で会長候補者（複数名）を推薦したいというものです。改定理由は以下の通りです。

本会は現在、会員数が減少傾向にあり、将来学会の運営を担う若手会員の持続的な確保は喫緊の課題であります。本会の更なる発展及び新規会員の獲得のためには、積極的な公開シンポジウムの開催、国際研究交流、教育・普及活動など、本会のプレゼンスを向上させるための活動を実施することが必要です。このため、少なくとも現在の状況が改善されるまでの間、指導力のある会長を選任することが求められます。しかし、学会運営に参加することのできる会員は、現実的には大学または博物館・研究所等に所属する会員です。以前は、会員名簿を配布していたため、どの会員がどの所属で、どのような職位なのか、学生会員・一般会員の別を参照することが可能でしたが、会員名簿の発行を停止した現在では、この情報は利用できません。選挙に際し、一部の若手・学生会員からは、「どの候補者に投票すればよいかわからない・決められない」との意見が寄せられています。

「運営委員会による会長候補者（複数名）の推薦」は、他の学会でも導入されている手法です。平成 30 年度の総会では、導入による選挙の自主性への影響を懸念する意見がありましたが、選挙施行細則第 3 条 4 項に「運営委員会の推薦する会長候補者以外の候補者名も記入することができる」ことを記載することで、自主性の確保には十分の配慮を行っています。指導力のある会長を選任することと、若手・学生会員が投票しやすくすることの実現のためには、本推薦の導入は必要不可欠です。

平成 30 年度の総会での審議の結果、一部の委員より選挙の自主性への影響を懸念する意見が寄せられたことから、採決を見送ることとし、会員に対して意見聴取を行うこととなりました。本件につきま

